

いじめ予防と対策の〈チーム学校〉をつくる ～ 子どもたちとつくる幸せのために ～

あなたは「いじめぐらいで」と思っていないですか？
(例えば無視ぐらいで、悪口ぐらいで)

いじめとは「心と体への暴力」であり、人を死へと追い詰めることがあります。

なぜなら、いじめという表現を使っている
その行為は「虐待」そのものだからです。

いじめ ⇒「殴る蹴る」「悪口・暴言・屈辱・脅迫」「無視をする」「下着を脱がす」

↑

《《 同じだと思いませんか？ 》》

↓

虐 待 ⇒「身体的暴力」「言葉による心理的暴力」「ネグレクト」「性的暴力」

いじめは著しい人権侵害であり、人の考える力と
生きる気力を奪ってしまう**虐待行為**と同じなのです。

いじめは「**スクール虐待**」と言い替えることもできるでしょう。



特定非営利活動法人 ジェントルハートプロジェクト (GHP)

Web : <https://npo-ghp.jp/>

【 いじめられている子どもの声から 】

○まずは、いじめられた子どもたちの声を聞きましょう。（GHP 講演会後の感想文から抜粋・要約）

- ・ いじめられているとき一日がとても長かった
- ・ いじめている子はずっと続ける
- ・ 死んだ方が楽だと思った
- ・ 大人の対応がいじめをエスカレートさせている
- ・ 今はできませんと先生に言われた
- ・ いじめられていた時、朝起きたくないんですよ 頭の中はそのことで一杯です
- ・ いじめられていた時、そのストレスを親にぶつけて文句ばかり言っていた

生き地獄のような長く辛い1日、そしてそのいじめがいつ止むとも知れない中で子どもたちは学校で生活をしています。

そして、その傷付いた心は次第に正しくものごとを考える力や生きる気力までも奪われていきます。

やっとの思いで勇気を振り絞って相談した先生が、もし間違った声掛けや対応をすると、被害者を更に傷つけてしまったり、問題を大きく複雑化させることになります。

またこの状況は多忙な先生を更に多忙な状況へ、そして傷付いている子どもたちを死へと追い詰めてしまうこともあるのです。

【 いじめてしまった子どもの声から 】

（いじめてしまう子どもを端的に表現するため、一部「加害者」と表記しています）

○次に、いじめてしまった子どもの声から、間違ったおとなの指導を探っていきましょう。

（GHP 講演会後の感想文から抜粋・要約）

◇いじめの相談をしたとき、大人は私に「あなたにも原因がある」と言ったので「強くなればいい」と思い、言葉と暴力でいじめました。

「①被害者責任論から加害者へ」

「いじめられるあなたにも原因がある」と被害者責任論を言われたこの子どもは、自分が加害者へと転向する道を選びました。被害者責任論によって当初の被害者を加害者への道へと向かわせてしまったようです。この声掛けは正しいいじめ指導だったのでしょうか？

◇いじめられた時、「やられたらやり返してみろ」と言われたので、やり返していたら立場が逆転しました。

「②やられたらやり返せ」

実は、いじめ問題はやり返すことにより、最初は小さかった問題が一気に大きくなり、学級崩壊を招く場合もあります。思い切りやり返せば相手がひるみ、一瞬は沈静化したように見えることもあります。

しかしこれは真の解決ではありません。思い切りやり返された子どもはその悔しさから、心に「争いの種」を宿し、その後大きな爆発をする場合が多々あります。その「争いの種」は心に残り続け、殺人事件まで発展したこともありました。

「③気付かずについ言ってしまう被害者責任論」

ついさりげなく言ってしまう「あなたも弱い」「あなたも直さなければいけない所があるのでは」「何でいじめられるのか考えてごらん」「イヤだと言わないあなたもいけない」「どうしていじめられるんだろうね」等は上述の被害者責任論にも通じる言葉です。被害者の心を深く傷つけ、二度と相談をしてくれないでしょう。

「そこに理由があれば人は人を傷つけて良いのか？」という問いについて、まずは大人が自分の答えを探ることが大切です。

大人が被害者の側に責任を探し続けているうちは、子どもたちの「いじめられる側にも原因や理由がある」という考えは払拭できません。そもそも「人を傷つけても良い権利」は存在しないはずです。

【 いじめてしまう子どものころ 】 (GHP 講演会後の感想文、新聞、その他から要約・抜粋)

○更に、いじている側の心の中を探っていきましょう

- ・ いじている時は、遊び感覚でした
- ・ いじめることにより自分が強いということを周りに示したかった
- ・ プライドが間違った方向へと自分を導いていた

自分の行為がいじめであることは十分理解しているのですが、やめてしまえば自分の立場が揺らいでしまうのではないかという不安から、あえていじめ行為を続けていたようです。前述した質問「そこに理由があれば人は人を傷つけて良いのか？」の答え、「いかなる理由があっても人が人を傷つけて良い理由など無く、人を傷つけて良い権利もない」という答えは子どもたちにも理解が出来ます。

大人と子どもと一緒にこの部分を確認する作業が重要ではないでしょうか。

- ・ いじている時は、相手が辛いだろうなと思っていた
- ・ いじめた理由は、楽しかったから、でもどうして楽しかったかわからない
- ・ 自分も不満やストレスがあったので、それをまわりにぶつけていた
- ・ いじめは1人が始めると、まわりに伝染する病気みたいなもの
- ・ いじめから自分を守るためにいじていた

子どもたちには、いじめをやりたくてやっている訳ではないという裏の事情もあるようです。

いじめ行為を強要され、逆らうことが出来ずに仕方なくやっていたり、自分自身が大きなストレスを抱え、誰かを傷つけることによって自身の心の安定を図っていた、ということも十分に考えられます。

もし、加害側のリーダー格に命令されていたとしたらどうでしょう。

もし、自分が家族からの虐待の被害者であり、心が不安定な状況からいじめという形でストレスを発散していたとしたらどうでしょう。

子どもは大人からどの様な声掛けを望んでいるのでしょうか？

2013年に公表した当法人のアンケートを紹介します。

(質問) いじめをしていた頃、自分も悩んだりつらかったことがありましたか？

ある・少しある 小学生 71.8%、中学生 78.4%、高校生 67.1%

指導された時加害者は「いじめとは思わなかった」「いじているつもりはなかった」という言葉をよく言いますが、感想文からもわかるとおり、実際には自分の行為がいじめであることをよく知っていることがわかります。

いじめに関するアンケートを採った場合、本来の数より少なめに現れることが想定されますので、

そのことからこのアンケート結果によって加害者の背景に対する調査をより重視するべきと考えられます。

【 いじめに対する大人の勘違い 】

1) 傍観者は加害者ですか？

傍観者と呼ばれている子どもたちは「大人は解っていない」「圧倒的な恐怖の前では動けない」「友だちを助けたら明日から学校に行けないかも」と言っています。そこで、圧倒的な恐怖の中身を探りたいと思います。今のいじめはSNSの普及に伴い昔のいじめとは質が大きく異なります。大きな違いとしては、いじめから24時間開放されないこと、拡散スピードの早さ、凶悪さではないかと思えます。

いじめられている友達を守ろうとした子どもが逆恨みされ加害者グループによって裸の写真を一枚撮られ、その写真をSNSにアップされたくなければ翌日から加害者グループの言いなりにならなければならない。そしてその命令は24時間いつでも自分を束縛する恐怖となるのです。大人は「裸の写真撮られるぐらい覚悟しなさい」とは言えないはずです。

加害者、被害者、傍観者、いじめに関わる人の中に誰一人幸せな人はいません。

2) いじめの報告を受けた時、しばらく様子を見る？

しばらく様子を見る猶予はありません。

日頃から対応策を準備し即行動すること、これが基本です。

残念ながら、子どもたちはなかなか相談をせず、いじめが収まるのを待っています。

「大人に相談して問題が大きくなってしまったらどうしよう」と不安な気持ちがあり、「相談して問題が大きくなるより現状維持の方がまだまし」という判断をするそうです。

そして、収まるのを待っていてもなかなかいじめが止まず時間が経過し、その間に心は深く傷付いていきます。

いじめの事実が大人の耳に届いた時には、すでに心の傷はかなり深刻な状況になっているのです。

3) いじめの対応、被害者に偏りすぎていませんか？

いじめ被害者に寄り添うことは勿論大切ですが、いじめは加害者の問題だったのです。

いじめ問題の本質はいじめ加害者の環境と、それによって生まれた心の問題でした。

既述のように、加害行為をしている子どもたちには、加害行為をしなければならない事情があることも想像出来ます。そもそも、十分な愛情を注がれた子どもが自ら人を傷つける行為に及ぶということは無いようですので、その背景を想像することが肝要と考えます。

また、加害者自身が、地域や部活動や家庭等で虐待の被害を受けている場合には、自ら心の安定を図るため、ストレス発散として無意識に行っている場合もあります。

被害者にとって、保健室登校、不登校、フリースクール、転校、という形をとったことを解決と呼ぶことはかなり難しいかもしれません。（勿論これらの対応を否定するものではありません。）

被害者の最大の願いは「このいじめを止めて欲しい」ということなので、まずはその最大の願いを叶えるための対策を整えることを優先したいと思います。大好きな友達がいる教室に戻る、やりたい部活ができる、元の生活に戻る、それが被害者の願いではないでしょうか。

被害者と加害者、両者への対応があつてこそ、子どもたちの心と命が守れるのではないのでしょうか。

次に、加害者が自分の行為を振り返り反省し、その行為を止めるまで寄り添う方法を探りましょう。

【いじめ発生時の対応（提案）】

1) いじめの確認は？

残念ながら、加害者と被害者に直接確認しても事実に行き着かない場合が殆どではないでしょうか。

加害者は、いじめを否定するか、仮に認めても「あの子だっていけない、こんな子なんだ」と責任を被害者側に押しつけます。また、被害者も殆どの場合「大丈夫です」と答えるようです。

「本人が大丈夫と言ったから大丈夫」と大人が解決したと理解してはいけません。

そこでいじめ行為確認の為の一つの提案です。

①いじめの現場である周りの子どもたち、すなわち遠巻きの子どもたちから、うわさも含め聞き取りによる確認をする。そこでいじめの存在が濃厚になった場合、初めて被害者に確認をする。

②被害者への確認の方法

可能な限り人目に触れないところで「ちょっと聞いたんだけど大丈夫？」と問いかけ、「大丈夫です」と答えたらいじめられている事実があるということになるはず。この言葉は「いじめられているけど大丈夫」と同意です。自分が何について問われたかを即時に理解したということは、その身にいじめに関わる問題が起きているということになるのです。

もしあなたが突然「ちょっと聞いたんだけど大丈夫？」と聞かれ、思い当たることが無ければ「何のこと？」と聞き返すはず。被害者本人の意思を尊重しながら家庭との情報共有を考えましょう。

2) 加害者への対応

加害者には加害者となる背景があったはずですが。その背景に目を向け寄り添うことなく、反省を促すことは不可能です。加害者の心に寄り添うため「どうした？何かあったのか？辛いこと無いか？いつでも話しに来てね。」とひたすら、本気で心配している思いを伝えることにより、いつか「実はね、あの子にいじめろって言われていたんだ」「実はね、自分も辛いことがあるんだ」と、心に抱えた闇を話してくれるかも知れません。

子どもたちの「実はね・・・」を引き出すには時間がかかります。勇気を持って話してくれたことに敬意を表すと同時に、否定することなくその苦しみにしっかりとより添って頂きたいと思います。

自分の傷に気付いた時に初めて、自分が傷つけていた友達の傷にも気付くことが出来るはずですが。

日頃反抗的な生徒にひたすら寄り添い続けるのは精神的にも大変辛いことですので、先生同士の支え合いがとても重要になるでしょう。その意味でも「**支え合いのチーム学校**」が大切です。

加害者へは行動自体の直接指導ではなく、背景に寄り添いながら優しい声かけをしてみてください。

指導とは・・・

「大人に守ってもらっている」と実感してもらえないものでなければ意味がありません。

理屈によって型にはめようとする押しつけや威圧、勿論、心傷付く言葉や肉体への暴力では子どもたちは反感を持つだけで信頼関係が壊れ逆効果になってしまいます。

子どもとの信頼関係を生む声掛け、子どもが求めている声掛けを心掛けるべきだと思います。

【 いじめの対応でやってはいけないこと 】

・「その行為はいじめである」と指導すること

実は自分の行為がいじめであることをほとんどの子どもたちは知っているようです。

「あなたはいじめだとは思っていなかったんだね。でも、お友達あなたの言葉や行動で傷ついているようなんだ。どうしたらよいのか一緒に考えてみよう。」と声掛けをしてみてください。

加害行為の背景に寄り添うことなく行為のみに注意を行っても加害者の心には届きません。

・喧嘩両成敗

事前の事実確認をせず、いきなり加害者と被害者を対面させ、互いに思いをはき出させたり、無理矢理謝罪させたりすると、その後水面下で問題が更に大きくなることが予想されます。その理由は、加害者に謝罪させられた被害者は納得できずチクられたと思った加害者との溝は広がってしまうからです。

・しばらく様子を見る

先生がいじめの事実を知ったときには、すでに子どもは精神的に追い詰められている状況です。

しばらく様子を見ている時間的猶予はありません。

・ディベート

いじめ問題には馴染みません。「いじめられる側にも問題はあるか？」というテーマで「問題がある」という意見に大勢が誘導されていった時のことを想像してみてください。

ルールを決め、互いを尊重し合っの発言だとしても、被害者は傷つくのです。

・いじめ被害者を人前で心配したり慰めたり褒めたりする

その様子を目撃した加害者はその後、ばれたのではないかと不安感や、優しくしてもらっている姿に対する嫉妬心から加害行為をエスカレートさせる可能性があります。



【 問題解決の扇の要は学校にある 】

いじめ防止対策推進法制定の主旨は「未然防止」「早期発見」「起きてしまった際の事案対処」です。この法律では、各学校にいじめ対策に関わる委員会を作らなければならないことになっており、指導、支援、助言をそこで事前に学んでおかなければならないのです。

その為には、いじめは心と命に関わる重大事態であるという認識のもと教師間で情報を共有し、いじめに対する最低限の対応スキルを学び、それを確立しなければなりません。

管理職や生徒指導担当・人権担当の教師だけで作っても、クラスの問題など現場の声がなかなか届きづらいようです。また、SNSのいじめを知らない人で構成された委員会では、正しいいじめ対策を構築することは困難ではないでしょうか。

若い先生にも、是非各学校に設置するいじめ問題の対策チームに参加して頂き、現代のいじめを先輩教師に伝える立場として活躍することを切望致します。

そして、全ての先生が学べる環境を整えると同時に学校が扇の要となり、地域の大人達にも伝承して頂きたいと思います。「**地域とつくるチーム学校**」です。

いじめ防止対策推進法 第二十二条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【 学校で行ういじめ予防授業の提案 】

① 5つの大切なものを探す（ワークショップ）

自分が生きていく上で、今とても大切だと感じているものを探し、横書きで上から5つ紙に書きます。水と空気以外で探して下さい。なかなか発想出来ない時は3つでも可能です。

趣味・部活・友達・家族・可愛がっているペット、携帯、ゲーム等が出てくると思います。次に、その中から「これは無くても何とかなるのではないかな」というものを斜線で消して2つを残します。

最後に残った2つの内、上の1つを第三者に奪われてしまうという想定で、斜線で消してもらい（無理に消す必要は無いことを伝えてください）、奪われた時の気持ちを想像し、発言を求めます。その気持ちを確認し、次の質問に進んでください。

② 次の質問の答えを、互いに否定しないという約束の下で皆で話し合います。

問1. 傷つけるつもりはなかったが、自分の言動行動によって相手が傷付いてしまった場合どうしますか？

（めあて）謝罪の重要性を確認することが出来れば、謝罪により問題を小さいうちに解決することが出来、人間関係も元に戻る可能性があるということが理解出来ます。

子どもたちには“めあて”に誘導することなく、気づきを待ってください。

・まずは問とは逆に、自分が傷付いたときのことを想像してもらいましょう。

多くの人が「せめて謝って欲しい」と感じるはずです。

しかし、自分の与えた傷が深すぎた場合、相手が謝罪を受け入れられない場合もあるということを伝えてください。そして、その様な時どうするかについての方法も考えてみましょう。

問2. やられたらやり返しても良いと思いますか？ また、やり返すという解決策は正しいと思いますか？

・やり返された人の気持ちを想像しましょう。

（めあて）実は、やり返すことによって、やられた人の心に争いの種をまき、逆に問題が大きくなるが多々あります。報復が問題の解決には結びつかないことを感じてもらいましょう。

問3. そこに理由があれば人は人を傷付けても良いと思いますか？

(めあて) 一人一人の考え方・趣味・性格・感性・好きな食べ物・体格・得意なこと・大切なもの等を話し合い、互いが違うことをまずは理解しましょう。

それを否定することなく尊重し合うことにより、今のままの自分で幸せに自由に生きる権利があることや、その権利を誰からも奪われてはならない、奪ってはならないことを確認し、自己肯定感を育む。

問4. もし友達がいじめられていたら、自分に危険が及ばない範囲で何か出来ることはありますか？

(めあて) 傍観者は加害者と同じ、と大人にレッテルを貼られてしまっている子どもたちですが、出来ることは何かあるはずです。それを探し、情報共有することがとても大切なことだと思います。

【オプション】

以下に示すワークショップは、当法人の講演を聞いた子どもたちが、1～2週間後に先生をファシリテーターとして開催して頂いているものです。より身近な問題として捉えるきっかけとして、「学校で行ういじめ予防授業の提案①」を実施後、日を改めてご利用ください。

用意するもの

1・ポストイット(7.5cm×10cm程度) 2・各班で模造紙一枚 3・各自サインペン

ワークショップの流れ

①ファシリテーター(先生)から児童生徒へ内容を説明します。ファシリテーターとは、参加者の心の動きや状況を見ながら、実際にプログラムを進行し、心の気づきを助ける人のことです。自分の考えを入れたり、答への誘導をしてはいけません。

内容の説明

「これから5～6人のグループを作ってください。そして、グループで、今まで見たこと、聞いたことのあるいじめをポストイットに書いて模造紙に貼っていく作業をします。その後の流れは私の指示に従ってください。それではまず各自ペーパー(サインペン等)を持って、5～6人の班に分かれます。」

この時に、模造紙、ポストイットも配布してください。

(グループは、誕生月で分けたり、席の前後であったり、ファシリテーターのアイデアでつくってください。また、アイスブレイキング(緊張ほぐし)が必要な場合は、班長さんを決めたり班の名前を考えたりする時間を作ってください。)

②「まずは、それぞれが今まで、見たことや聞いたことのあるいじめを一つだけポストイットに書いて、ランダムに模造紙に貼ってください。」貼り終わったら、「同じものや似たものがあったら上に重ねて貼ってください。」⇒その作業が終わったら、「それでは二つ目を探します。今貼ったものの以外のものを、また探して書いて貼ってください。」時間によりますが、この作業を何度か続けます。必ず「見たことや聞いたこと」というフレーズを使ってください。「あなたがやったこと」では、誰も書いてくれません。

③一通りいじめの内容が出ましたら(または時間になったら)、「似ているものを一箇所に集めてグループを作ってください」と言い、いじめの種類によって模造紙の上でグループ分けをします。グループとは、いじめの種類ごとに分けるという意味で、グループごとにタイトルを付けます。(例・心へのいじめ、肉体へのいじめ、先輩からのいじめ、部活のいじめ、教室の中のいじめ、学校外でのいじめ、SNSのいじめ、親からのいじめ、etc)ここでは区分のタイトル名を列記しましたが、当日は全て子ども達に任せます。しかし、どうしても発想がない場合は、ファシリテーターから「心へのいじめ」と「肉体へのいじめ」の2種類に分けてもらうよう指示してください。

④完成後、各班ごとに発表者を決めて前に出ていじめの内容とグループ分けについて発表します。そして、これらは全ていじめであることをみんなで確認して終わりです。

子ども達はこの時点でいじめについて十分理解していますので、この場ではあえて指導はせずに、子ども達の気づきに任せてみてはいかがでしょうか？

次ページ⑤に続く・・・

⑤最後に「生まれてきてくれてありがとう」の詩を先生から子どもたちに朗読して頂き終了です。

「生まれてきてくれてありがとう」

～大人から子どもたちへのメッセージ～

ありがとう 生まれてきてくれて
 ありがとう 病気をした時 いっぱいいっぱい心配させてくれて
 ありがとう 多くの出逢いをプレゼントしてくれて
 そして 楽しい思い出 一杯くれて
 ありがとう 生きる意味を考えるチャンスをくれて
 全ての命がいとおしいと感じさせてくれて
 ありがとう お父さんとお母さんが出逢ったこと
 間違いじゃないって気付かせてくれて
 ありがとう こんな私に子育てさせてくれて
 あなたをこんなに愛させてくれて
 ありがとう 教室の中の子どもたちの苦しさ悲しさ
 いっぱい教えてくれて
 ありがとう 優しい心の大切さ 気付かせてくれて
 でもごめんね 守りきれなかったこと あったと思う
 ありがとう ありがとう ありがとう
 すべての子どもたちへ 生まれてきてくれてありがとう

やまい心が
一番
大切だよ
香澄15才



15歳の時いじめ自殺をした
小森香澄からみなさんへのメッセージ

【おわりに】 もし重大事態が起きてしまったら学校は何をすれば良いのか？

○重大事態の現場を一番近くで見ていた子どもたちの情報は何より重要です。その子どもたちの持っている情報をいち早く集めましょう。自分が①見たこと②聞いたこと（うわさも含む）③感じたことを、自由記名とし、発生後三日以内に全ての児童生徒を対象としてアンケートを集めてください。

大切なのはアンケート用紙に書かれた情報を被害者やその家族と共有することを明示しておくことです。学校と被害者側が情報を共有することによって、その後に予想される不毛な争い（第三者調査委員会設置や民事裁判）のほとんどが回避されるはずです。

2010年に実施した当法人被害者遺族アンケートでも、次のような結果が出ています。

◆ 事実を知る上で最も障害になったのは？…学校関係者の抵抗 80.9%、 ◆ 裁判をした理由は？…名誉回復・再発防止・事実を知りたい・謝罪がない・責任を明らかにしたい 81.3%（詳細はHP参照）被害者に真実を知る術があれば、学校としても不毛な争いを避けることが出来るのです。

まずは学校が出来ることを躊躇無く行い、情報を共有しながら「再発防止のためのチーム学校」を作りましょう。

いじめ法は、研修等で事前に初動対応を学ぶこと、組織を利用し情報を共有すること、重大事態が発生した場合の対応を求めています。

いじめ防止対策推進法 第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。